

みどり戦略学生チャレンジ東海ブロック大会 実施要領

令和7年6月3日付 7海企第17号 制定

第1 趣旨

本要領は、「みどり戦略学生チャレンジ東海ブロック大会」（以下「東海ブロック大会」という。）の実施にあたり、東海ブロック大会の学生の取組をより活発なものとし、学生にとって有意義なものとなるよう、学生の取組の推進・審査・表彰に関して定めるものである。

第2 実施概要

東海ブロック大会のブロックエリアは、岐阜県、愛知県、三重県を設定し、東海ブロックに設置されている高校、大学・専門学校等の学生によるみどりの食料システム戦略に基づく取組の成果を募集し、審査・表彰を行う。

1 審査

(1) 審査方法

東海ブロック大会審査委員会を設置し、みどり戦略学生チャレンジ実施要領（以下「全国版実施要領」という。）第5の1により提出されたポスターの内容を、全国版実施要領第6の1の(2)に基づき審査する。

なお、審査委員会による審査内容は非公開とする。

(2) 審査委員会

審査委員会は、東海農政局委員、外部審査委員により構成する。

2 表彰

(1) 東海ブロック大会における取組成果の中で特に優れたものを、全国大会への出場校として選出する。

(2) また、みどりの食料システム戦略に基づく優れた取組へ東海ブロック大会より賞を授与する。

第3 東海ブロック大会運営

取組期間中は、参加校の要請により東海農政局によるみどりの食料システム戦略に関する講義や意見交換等、学生の理解促進に資する情報提供を行う。

参加校による交流会は、参加校の取組内容を相互に紹介し、意見交換・情報交換を目的として交流を図るものである。

表彰式・交流会は対面（オンライン併用）開催を想定している。

表彰式・交流会の詳細については別途参加校へ連絡する。

第4 受賞ポスター及び発表動画等の取扱いについて

東海ブロック大会受賞ポスター及び発表動画・受賞者の氏名（学校名等）については、報道機関に公表するほか、東海農政局ホームページや東海農政局の様々な展示イベント等で発信する。

第5 事務局

- 1 東海ブロック大会の事務局は、東海農政局企画調整室に設置する。
- 2 本要領に定めるもののほか、東海ブロック大会の運営のために必要な事項については事務局が定める。

第6 その他

その他、応募資格や募集内容、応募方法、応募における注意事項等に関することは全国版実施要領による。

附 則

この要領は、令和7年6月3日から施行する。